

# 釧路地区管楽器個人コンクール及び釧路地区アンサンブルコンクール実施規定

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 釧路地区管楽器個人コンクール（以下「管楽器個人コンクール」という。）及び釧路地区アンサンブルコンクール（以下「アンサンブルコンクール」という。）の実施に係る実施部門及び人員、楽器編成及び演奏時間に関する事項については、北海道管楽器個人コンクール・アンサンブルコンクール実施規定（以下「道実施規定」という。）を準用するほか、本規定で定めるところによる。

(実施会場及び日時等)

第2条 管楽器個人コンクール及びアンサンブルコンクールの実施会場、日時及び部門は、釧路地区吹奏楽連盟総会においてこれを定める。

## 第2章 管楽器個人コンクール

(参加資格)

第3条 管楽器個人コンクールにおける参加資格は、道実施規定第6条及び第7条を準用する。

- 2 一つの釧路地区吹奏楽連盟加盟団体から管楽器個人コンクールに出場することができる人員は、1名とする。
- 3 伴奏者の資格は自由とする。

(演奏順)

第4条 管楽器個人コンクールにおける演奏順は、管楽器個人コンクール及びアンサンブルコンクール代表者会議における抽選等の方法によって決定する。

(審査)

第5条 審査は、釧路地区管楽器個人コンクール審査内規による。

- 2 審査員は、釧路地区吹奏楽連盟加盟団体の推薦等に基づき、常任理事会で選出及び承認し、理事長が決定する。

(地区代表団体)

第6条 理事長は、管楽器個人コンクール各部門の最優秀奏者を釧路地区代表者として北海道管楽器個人コンクールに推薦するものとする。

(奨励賞)

第7条 理事長は、管楽器個人コンクール各部門の出場者数が3名を超える場合、前条に規定する釧路地区代表者とならなかった者のうち、上位1名に対して奨励賞を授与するものとする。

- 2 理事長は、第5条第1項における審査の結果、同点等の事由により奨励賞授与に値する者が複数であると判断する場合には、前項の規定にかかわらず、複数の者に対して奨励賞を授与することができる。

(表彰)

第8条 理事長は、第5条第1項における審査の結果を踏まえ、各部門別に、出場者へ金・銀・銅の各賞を付与する。ただし、本規定に定める事項への違反が明らかな場合には、付与しないものとする。

## 第3章 アンサンブルコンクール

(参加資格)

第9条 アンサンブルコンクールにおける参加資格は、道実施規定第6条及び第7条を準用する。

- 2 一つの釧路地区吹奏楽連盟加盟団体（以下「同一加盟団体」という。）からアンサンブルコンクールに出場することができるグループは、小学校、中学校及び高等学校にあつては2グループ、大学及び職場・一般にあつては1グループを上限とする。
- 3 出場者は、部門の別を問わず2つ以上のグループに重複して出場することはできないものとする。

(演奏順)

第10条 アンサンブルコンクールにおける演奏順は、管楽器個人コンクール及びアンサンブルコンクールの抽選等による。

ル代表者会議における抽選等の方法によって決定する。

(審査)

第11条 審査は、釧路地区アンサンブルコンクール審査内規による。

2 審査員は、釧路地区吹奏楽連盟加盟団体の推薦等に基づき、常任理事会で選出及び承認し、理事長が決定する。

(地区代表グループ)

第12条 理事長は、アンサンブルコンクール各部門における上位グループを釧路地区代表グループとして北海道アンサンブルコンクールに推薦するものとする。

2 釧路地区代表グループの選出数は、道実施規定第15条に準ずるものとする。ただし、同一加盟団体から複数グループが代表になることはできないものとする。

(奨励賞)

第13条 理事長は、アンサンブルコンクール各部門における出場グループ数が3グループを超える場合、前条に規定する釧路地区代表グループとならなかったグループのうち、上位1グループに対して奨励賞を授与するものとする。

2 理事長は、第11条第1項における審査の結果、同点等の事由により奨励賞授与に値するグループが複数あると判断する場合には、前項の規定にかかわらず、複数の者に対して奨励賞を授与することができる。

(表彰)

第14条 理事長は、第11条第1項における審査の結果を踏まえ、各部門の出場グループへ金・銀・銅の各賞を付与する。ただし、本規定に定める事項への違反が明らかな場合には、付与しないものとする。

#### 第4章 雑 則

(資格停止措置)

第15条 理事長は、参加者の資格に疑義がある時は、出場又は入賞の資格を取り消すことができる。

(規定の改正)

第16条 この規定は、総会の議決により改正することができる。

(委任)

第17条 この規定の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規定は、平成24年7月7日より施行する。

附 則 (平成26年5月10日一部改正)

この規定は、平成26年5月10日より施行する。

附 則 (平成27年5月9日一部改正)

この規定は、平成27年5月9日より施行する。

附 則 (平成28年5月7日一部改正)

この規定は、平成28年5月7日より施行する。

附 則 (平成28年12月17日一部改正)

この規定は、平成28年12月17日より施行する。

附 則 (平成30年5月12日一部改正)

この規定は、平成30年5月12日より施行する。